

別表第3 事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所））（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の 子どもの場 合 ⑦	処遇改善等加算I				
				保育標準時間認定		保育短時間認定			保育標準時間認定		保育短時間認定		
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥			(注) ⑧		(注) ⑧		
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	377,620	(454,600)	366,080	(443,060)	⑥×84/100	+	3,660	(4,420) × 加算率	3,540	(4,300) × 加算率
			乳児	454,600		443,060			+	4,420 × 加算率		4,300 × 加算率	
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	208,910	(285,890)	204,110	(281,090)		+	1,970	(2,730) × 加算率	1,920	(2,680) × 加算率
			乳児	285,890		281,090			+	2,730 × 加算率		2,680 × 加算率	
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	164,510	(241,490)	161,480	(238,460)		+	1,530	(2,290) × 加算率	1,500	(2,260) × 加算率
			乳児	241,490		238,460			+	2,290 × 加算率		2,260 × 加算率	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑩				休日保育加算 ⑪			夜間保育加算 ⑫														
				(注)	処遇改善等加算 I	(注)	加算率	加算 I	加算率	加算 I	加算率														
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+	153,960	(76,980)	1,530	(760)	×	加算率	+ 100,310	+	940	×	加算率										
			乳児	+	76,980		760		×	加算率															
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	153,960	(76,980)	1,530	(760)	×	加算率						+ 44,990	+	390	×	加算率					
			乳児	+	76,980		760		×	加算率															
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	153,960	(76,980)	1,530	(760)	×	加算率											+ 30,430	+	240	×	加算率
			乳児	+	76,980		760		×	加算率															
											÷ 各月初日の 利用子ども数														
障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 ⑩ (注) 処遇改善等加算 I (注) 加算率																									
休日保育加算 ⑪ 処遇改善等加算 I 加算率																									
夜間保育加算 ⑫ 処遇改善等加算 I 加算率																									
10/100地域																									
5人まで																									
3号																									
1、2歳児																									
乳児																									
6人から12人まで																									
3号																									
1、2歳児																									
乳児																									
13人から19人まで																									
3号																									
1、2歳児																									
乳児																									
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~ 210人 262,600 2,620×加算率 211人~ 279人 281,200 2,810×加算率 280人~ 349人 318,600 3,180×加算率 350人~ 419人 355,900 3,550×加算率 420人~ 489人 393,200 3,930×加算率 490人~ 559人 430,600 4,300×加算率 560人~ 629人 467,900 4,670×加算率 630人~ 699人 505,200 5,050×加算率 700人~ 769人 542,600 5,420×加算率 770人~ 839人 579,900 5,790×加算率 840人~ 909人 617,200 6,170×加算率 910人~ 979人 654,600 6,540×加算率 980人~1,049人 691,900 6,910×加算率 1,050人~ 729,200 7,290×加算率																									

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	減価償却費加算		賃借料加算		連携施設を 設定しない 場合 ⑮	食事の提供について 自園調理又は連携 施設等からの搬入 以外の方法による 場合 ⑯	管理者を配置していない場合														
				加算額		加算額				処遇改善等 加算 I														
				標準 ⑬	都市部 ⑬	標準 ⑭	都市部 ⑭																	
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	+	7,700	8,500	+	a地域	28,800	32,100	-	5,080	-	$\frac{⑥(⑦) + ⑧ + ⑫}{10/100}$	-	89,030	+	890 × 加算率						
			乳児					b地域	15,900	17,700									c地域	13,800	15,400	d地域	12,400	13,800
								a地域	14,400	16,100									b地域	7,900	8,800	c地域	6,900	7,700
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	3,200	3,500	+		2,110															
			乳児					a地域	18,300	20,400	b地域	10,100	11,200	c地域	8,800	9,800	d地域	7,900	8,700					
								a地域	18,300	20,400	b地域	10,100	11,200	c地域	8,800	9,800	d地域	7,900	8,700					
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	2,000	2,200	+		1,330															
			乳児					a地域	18,300	20,400	b地域	10,100	11,200	c地域	8,800	9,800	d地域	7,900	8,700					
								a地域	18,300	20,400	b地域	10,100	11,200	c地域	8,800	9,800	d地域	7,900	8,700					

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	土曜日に閉所する場合				定員を恒常的に超過する場合		
				月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合	利用子ども数が6人から12人までの場合	利用子ども数が13人を超える場合	
10/100 地域	5人 まで	3号	1. 2歳児	-	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 1/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 3/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 4/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 6/100$	$(6 \sim 12) \times 57/100$	$(6 \sim 12) \times 46/100$
			乳児							
	6人 から 12人 まで	3号	1. 2歳児	-	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 2/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 3/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 5/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 6/100$	$(6 \sim 12) \times 80/100$	
			乳児							
	13人 から 19人 まで	3号	1. 2歳児	-	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 2/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 3/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 5/100$	$(6(7)+8 + 10 + 12) \times 6/100$		
			乳児							

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑳	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・処遇改善等加算Ⅱ-① 49,010 × 人数A ・処遇改善等加算Ⅱ-② 6,130 × 人数B		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする		
		(算式2) A：処遇改善等加算Ⅱ-① $49,010 \div \text{各月初日の利用子ども数}$				
		B：処遇改善等加算Ⅱ-② $6,130 \div \text{各月初日の利用子ども数}$				
処遇改善等加算Ⅲ	㉑	11,030	×	加算Ⅲ算定対象人数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める	
$\div \text{各月初日の利用子ども数}$						
冷暖房費加算	㉒	1 級 地	1,900	4 級 地	1,320	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
		2 級 地	1,690	そ の 他 地 域	120	
		3 級 地	1,670			
除雪費加算	㉓	6,270			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
降灰除去費加算	㉔	$162,470 \div 3 \text{ 月初日の利用子ども数}$			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
施設機能強化推進費加算	㉕	$160,000 \text{ (限度額)} \div 3 \text{ 月初日の利用子ども数}$			※3月初日の利用子どもの単価に加算	
栄養管理加算	㉖	A	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (79,950 + 790 × 加算率)		※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設	
		B	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率)			
		C	基本額 $10,000 \div \text{各月初日の利用子ども数}$			
第三者評価受審加算	㉗	$150,000 \div 3 \text{ 月初日の利用子ども数}$			※3月初日の利用子どもの単価に加算	

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整